

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 水質環境常時監視測定費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 水環境係 電話番号：058-272-1111(内 2833)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 24,765 千円 (前年度予算額：26,035 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	26,035	0	0	0	0	0	0	0	26,035
要求額	24,765	0	0	0	0	0	0	0	24,765
決定額	24,765	0	0	0	0	0	0	0	24,765

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

① 経緯

- ・ S45 水質汚濁防止法制定(S45.12.25 施行)
～ 公共用水域水質常時監視・水質環境基準類型の指定開始
- ・ H元 地下水水質監視測定開始
- ・ H13 「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」の制定

② 現状と課題

岐阜県の良好な水環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

また、環境基本法に基づく公共用水域の水質環境基準類型の上位類型指定ができる場合は、定期的に見直しを行っている。

一方で、公共用水域の水質測定結果については、県独自の「水質調査システム」の運用により、集計・管理している。平成30～令和2年度にかけて、OS環境のバージョンアップに伴いシステム全体の動作確認及びチューニング作業を行ったが、引き続き運用保守点検を行い、システムの状態を保つ必要がある。

(2) 事業内容

1 水質常時監視

水質汚濁防止法に基づき、「岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画」を作成し、公共用水域及び地下水の水質を常時監視する。

○公共用水域水質常時監視

- ・調査地点：7水系 70河川、(全124地点のうち県測定分81地点)
- ・測定項目：生活環境項目(9項目)、健康項目(27項目)、水生生物のための環境基準項目(3項目)、要監視項目等
- ・調査機関：採水…外部委託 分析…生活環境項目は保健環境研究所・保健所、健康項目等は外部委託

○地下水水質常時監視

調査機関：採水…岐阜地域環境室及び各県事務所環境課
分析…保健環境研究所

① 概況調査(通常)

- ・調査項目：環境基準項目 28項目
- ・測定地点：55地点

② 汚染井戸周辺調査(新規判明分)

- ・調査項目：新規に汚染が確認される項目
- ・測定地点：250地点

③ 汚染井戸周辺調査(過去判明分)

- ・調査項目：環境基準項目のうち、1項目
- ・調査地点：50地点

④ モニタリング調査

- ・調査項目：過去に汚染が確認されている項目
- ・調査地点：99地点

2 水質調査システムの保守等

- ・運用保守業務が必要となる。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県 10/10 (法定受託事務)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	271	会議・研修等旅費
需用費	5,018	保健所・保健環境研究所で分析に使用する薬品等
役務費	37	分析機器の校正等
委託料	19,411	公共用水域水質常時監視における採水及び分析 水質調査システム年間運用保守 等
その他	28	使用料
合計	24,765	

事業評価調書

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・公共用水域の水質を監視し、環境基準への適合状況を把握するとともに、水質に関する情報などを県民に提供します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
類型指定された河川 69 水域における環境基準 (BOD) の達成率	—	97.1% (H29)	98.6% (H30)	98.6% (R1)	100% (R3)	98.6%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- 公共用水域水質常時監視
 - ・調査地点：7水系 70河川、(全123地点)
 - ・測定項目：生活環境項目(9項目)、健康項目(27項目)、水生生物のための環境基準項目(3項目)要監視項目等
- 地下水水質常時監視

	概況調査 (通常)	汚染井戸周辺 調査(新規判明 分)	汚染井戸周辺 調査(過去判明 分)	モニタリング 調査
調査項目	環境基準項目 28項目	新規に汚染が 確認される項 目	環境基準項目 のうち、1項目	過去に汚染が 確認されてい る項目
調査地点	53地点	181地点	11地点	63地点

(前年度の成果)

・水質測定を継続的に実施しており、県ホームページで速報値を公表している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第15条に、知事は、毎年、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視しなければならないとされている。 ・河川の水質測定を実施し、「清流の国ぎふ」を評価する客観的な基礎データとして利用する。 ・地下水汚染の早期発見、早期対策のため、地下水の水質測定を実施する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に、初めて県内河川の環境基準(BOD)達成率が100%となり、平成26年度から平成28年度まで3年連続で達成できていたが、平成29年度は97.1%、平成30年度及び令和元年度の達成率は98.6%であったため、令和3年度は100%を目指す。 ・概況調査で判明した地下水汚染事案に対し、周辺の地下水を迅速に調査するなど県民の安心・安全を確保している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・健康項目（カドミウム等）の測定では、過去に検出がなかった地点にはローリング調査を取り入れる等、効率化を図っている。 ・過去汚染が判明した地点について、3年間連続して環境基準値以下の場合には再調査し、汚染範囲の見直しを行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準項目の追加に対応するため、測定項目等の見直しが必要となる。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県内河川の水質汚濁の状況、地下水の汚染状況を確認するとともに、調査結果を円滑にとりまとめるために水質調査システムの運用保守を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

